



## 電気・ガスの契約内容をよく確認しましょう！

### 手口1

利用している大手電力会社を名乗る者から「料金が安くなるので検針票の内容を確認したい。」と電話で言われ、検針票を見ながら名前・住所等を答えた。後日、『契約締結のお知らせ(電気供給)』というハガキが届いたが、電話で契約するといった覚えもないため、受取拒否した。最近になり利用していた大手電力会社ではない別の会社から電気料金の請求書が届いた。

### 手口2

契約先とは別の小売電気事業者から、「今よりも電気料金が5%割引になる。」という電話勧誘を受けて契約したが、実際には安くならなかった。確認したところ、電気の契約に付随するオプションに知らない間に加入させられており、その料金も支払わされていた。解約してほかの小売電気事業者に切り替えたが、違約金の支払いを求められている。

### 【アドバイス】

- 電気・ガスの料金のプランや算定方法をよく説明してもらい、確認しましょう。
- 勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先をよく確認しましょう。契約内容について問い合わせをしようと思った際に大手電力・ガス会社を名乗って勧誘をされたので、どこの電力・ガス会社と契約しているかわからない、とならないために、勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名やその問い合わせ先を明確に確認しましょう。
- 検針票の記載情報は慎重に取り扱いましょう。検針票に記載の情報によって電力会社・ガス会社は契約を行っていますので、電話勧誘や訪問販売で情報を聞かれても、すぐには教えないようにしましょう。
- トラブルにあった場合は、消費生活センター又は経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)に相談してください。

### 消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019

